

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

## 国民スポーツ大会スポーツクライミング競技

### 国スポブロック大会における本大会出場チーム決定方法に関する規定

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 本規定は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会加盟団体規程」第2条第1項に定める団体（以下「加盟団体」という。）が主管する、公益社団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）が定める都道府県のブロック単位で実施する大会（以下「ブロック大会」という。）における競技運営および、国民スポーツ大会本大会（以下「本大会」という。）に出場するチームの決定に寄与することを目的とする。

##### (適用)

第2条 本規定は、JSPOが定める都道府県のブロックにおいて実施するブロック大会に適用する。

2 本協会は、本規定の適用状況の確認および次の各号に定める任務を遂行するために、ブロック大会を主管する加盟団体または当該ブロックからの申し出に基づき、本協会スポーツクライミング規則（以下、「SC競技規則」という。）に定めるテクニカル・デリゲイトに相当する者を、本協会国スポ委員会の推薦により、ブロック大会に派遣することができる。

- (1) 国民スポーツ大会の運営全般に関する助言と指導。
- (2) 当該ブロック大会の運営全般に対する助言および指導
- (3) 当該ブロック大会の審判長の補佐
- (4) 当該ブロック大会の抗議審判団への参加

#### 第2章 ブロック大会

##### (競技会の構成)

第3条 ブロック大会は、本規定第4条および第5条に定める例外を除き、SC競技規則第10章および第11章に定めるチーム・リード、チーム・ボルダーの2種目を実施する。

2 ブロック大会で実施するカテゴリーは、次の4種別のうち、本協会が別に定める方法で決定した3種別とする。

- ①成年男子

- ②成年女子
- ③少年男子
- ④少年女子

3 荒天等の不測の事態により前項に定める2種目を実施することができない場合は、当該ブロックを構成する各都道府県の代表者による合意の下、1種目のみの実施あるいは他の方法によって競技を実施したとみなすことができる。

#### (チーム・リード)

第4条 ブロック大会におけるチーム・リードの例外については、次の各号に定める通りとする。

(1) SC競技規則第120条は次の通り修正し、適用する。

「チーム・リード競技会は、各カテゴリーにつき1本のルートによるデモンストレーションを行わずに実施する単一のラウンドで構成されるものとする。」

(2) SC競技規則第121条は次の通り修正し、適用する。

「チーム・リードにおける各ルートの設定にあたっては、第31条を適用する。」

(3) SC競技規則第124条は適用しない。

(4) SC競技規則第125条は次の通り修正し、適用する。

「チームの競技順は、無作為とし、その決定方法は当該ブロックで定めるものとする。なお、チーム内の選手の競技順は、枝番号1番の選手を先とする。」

(5) SC競技規則第126条は適用しない。

(6) SC競技規則第127条は次の通り修正し、適用する。

「チーム・リード競技会は、アイソレーション状態で運営しなければならない。ただし、同一チーム内の競技順が早い選手はFOPまで同行しかつ指定された場所の監督から指示を受けることができ、当該チームの競技順が遅い選手は監督に加え、同一チームで先に競技を終えた選手からも指示を受けることができる。

2 チームは、そのラウンドのスタート・リストに記載された時刻までに、アイソレーション・ゾーンに出頭しなければならない。その時刻までに出席しなかった、またはアイソレーション・ゾーンにいないチームはそのラウンドに出場できない。」

(7) SC競技規則第128条は適用しない。

(8) SC競技規則第131条は適用しない。

(9) SC競技規則第132条は適用しない。

(10) SC競技規則第133条は適用しない。

(11) SC競技規則第134条は、「決勝」を「各ラウンド」と読み替えて適用する。

(12) SC競技規則第146条第2項は適用しない。

(13) SC競技規則第147条は次の通り修正し、適用する。

「チームの順位は、次の各号に従って決定しなければならない。

(1) 各選手に、各ルートにおける順位と等しい値を、各ルートの個人順位ポイントとして与える。ただし、2名以上の選手が同着の場合、当該選手の平均順位と等しい順位ポイントを成績として与える。

(2) チーム順位は、次の数式によって算出するチーム順位ポイントの昇順で決定する。

$$TP = \sqrt{P1 \times P2}$$

TP = チーム順位ポイント：小数点以下4位を四捨五入し、3位までとする

P1 = 枝番号1の選手の個人順位ポイント

P2 = 枝番号2の選手の個人順位ポイント

(3) 公式成績に掲載される個人順位ポイントおよびチーム順位ポイントは、小数点以下3位を四捨五入し、小数点以下2位まで表示する。

2 前項第2号適用後に同着のチームがある場合、より上位の個人順位ポイントを有するチームを上位とする。

3 前項適用後になお同着のチームがある場合、各チームのクライミング・タイムの合計がより短いチームを上位とする。

4 前項を適用後、なお同着の場合は、当該チームの順位は等しいものとする。

5 同一のチームに属する選手のうち、1名以上の選手の個人成績が欠場（DNS）またはその他の適切な無効成績指標の場合、当該チームの順位は次の各号に従って決定しなければならない。

(1) 当該ラウンドで競技を行った最下位のチームよりも下位とする。ただし、同一のチームに属するすべての選手の個人成績が欠場（DNS）またはその他の適切な無効成績指標であるチームよりも上位とする。

(2) 前号適用後に同着のチームがある場合、当該チームの順位はより上位の個人順位を有するチームを上位とする。

(3) 前号適用後、なお同着の場合は、当該チームの順位は等しいものとする。」

(14) SC競技規則第148条は適用しない。

(15) SC競技規則第154条は次の通り修正し、適用する。

「選手の成績判定および、選手とチームの順位付けに関する抗議は、公式成績の発表から5分以内に、文書で申し立てるものとする。

2 抗議審判団は、特定のホールドでの選手の成績判定に関する抗議を受けた場合、原則として当該選手のみを再度判定しなければならない。ただし、特段の事情がある場合は、当該ホールドをコントロール（保持）またはユーズ（使用）したと判定されたすべての選手の成績を再度判定することができる。」

### （チーム・ボルダー）

第5条 ブロック大会におけるチーム・ボルダーの例外については、次の各号に定める通りとする。

(1) SC競技規則第120条第1項は次の通り修正し、適用する。

「チーム・ボルダー競技会は、各カテゴリーにつき4ボルダーの単一のラウンドで実施するものとする。」

(2) SC競技規則第159条は適用しない。

(3) SC競技規則第160条は次の通り修正し、適用する。

「チームの競技順は、無作為とし、その決定方法は当該ブロックで定めるものとする。」

(4) SC競技規則第161条は適用しない。

- (5) SC競技規則第163条は適用しない。
- (6) SC競技規則第165条は、「予選」を「各ラウンド」と読み替えて適用する。
- (7) SC競技規則第166条は適用しない。
- (8) SC競技規則第168条は次の通り修正し、適用する。  
「チーム・ホルダーにおけるアテンプト・ピリオドについては、第80条を適用する。ただし、最大競技時間は5分とする。」
- (9) SC競技規則第178条第2項および第3項は適用しない。
- (10) SC競技規則第179条第3項は適用しない。
- (11) SC競技規則第180条は適用しない。
- (12) SC競技規則第183条は次の通り修正し、適用する。  
「チームが当該ホルダーでの追加のアテンプトを行なうことが認められる抗議は、次のアテンプト・ピリオドの終了までに申し立てなければならない。なお、当該抗議は口頭で申し立てるものとする。  
2 チームが当該ホルダーでの追加のアテンプトを行なうことが認められない抗議は、予公式成績の発表から5分以内に、文書で申し立てるものとする。」

## 第2章 本大会出場チーム選出方法

### (本大会出場チーム数)

第6条 ブロック大会から本大会に出場できるチーム数（以下、「本大会出場チーム数」という。）は、本協会が別に定める方法により、各ブロックの種別毎に決定する。

### (種別総合順位)

第7条 種別総合順位は、次の各号に従って決定しなければならない。

- (1) 当該種別の各チームに、各種目でのチーム順位と等しい値を、チーム順位ポイントとして与える。ただし、2つ以上のチームが同着の場合、当該チームの平均順位と等しい値を、チーム順位ポイントとして与える。
- (2) 各チームの種目毎のチーム順位ポイントを乗じてチーム総合ポイントを算出し、その値の昇順で種別総合順位を決定する。
- (3) 前号の適用後、同着のチームがあつて本大会出場チーム数を超える場合は、当該同着チームの各種目におけるチーム順位を比較し、より小さいチーム順位を有するチームを上位とする。
- (4) 前号の適用後、なお同着のチームがあつて本大会出場チーム数を超える場合は、同着の各チームを構成する選手の個人順位ポイントを種目毎に乘じ、さらに各種目の個人順位ポイントの積を乗じて個人順位総合ポイントを算出し、より小さい個人順位総合ポイントを有する選手のチームを上位とする。

- (5) 前号の適用後、なお同着のチームがあつて本大会出場チーム数を超える場合は、当該同着チームの各種目における個人順位ポイントを比較し、より小さい個人順位ポイントを有するチームを上位とする。

#### (タイブレイク・ラウンド)

第8条 前条の適用後、なお同着のチームがあつて本大会出場チーム数を超える場合は、次の各号に基づき、当該同着チームのみで、リードまたはボルダールのいずれかによる同着を解消するための特別なラウンド（以下、「タイブレイク・ラウンド」という。）を実施することができる。

- (1) 使用するルートまたはボルダールは1つとし、当該カテゴリーのラウンドで過去に使用されていないものとする。
- (2) 競技順は、本規定第5条第1項第3号を適用し、チーム内の選手の競技順は、枝番号1番の選手を先とする。
- (3) タイブレイク・ラウンドは、アイソレーション状態で行うものとし、何人からも指示を受けることはできない。
- (4) オブザベーションは、リードの場合はSC競技規則第44条を適用し、ボルダールの場合は第79条を適用する。
- (5) 選手のアテンプトについては、リードの場合はSC競技規則第45条および第46条、第48条、第49条、第50条、第51条を適用し、ボルダールの場合は第45条および第46条、第48条、第82条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条を適用する。ただし、最大競技時間はリードの場合は6分、ボルダールの場合は2分とする。
- (6) 選手の到達高度は、SC競技規則第54条第1項および第2項によって決定する。ただし、ボルダールの場合は、SC競技規則第54条第1項第1号は次の通り修正し、適用する。  
「選手がアテンプト中にレジティメイト・ポジションにあり、次の各号のいずれかの状態で体勢を維持し、かつ当該ボルダールの審判員が片手をあげてOKとコールした場合、「TOP」と判定する。  
(1) 両手をトップ・ホールドに揃えていること。  
(2) ボルダールの上に立ち上がっていること。」
- (7) 選手の順位は、SC競技規則第56条によって決定する。
- (8) チームの順位は、本規定第4条第1項第13号によって決定する。
- (9) 第1項から第8項を適用し、なお同着のチームがあつて本大会出場チーム数を超える場合は、再度タイブレイク・ラウンドを行う。その後、なお同着が解消されない場合は、抽選にて同着を解消するものとする。

2 前項にかかわらず、当該ブロックを構成する各都道府県の代表者による合意および事前の告知をもって、前項以外の方法を定めることができる。

#### (本大会出場チームの選出)

第9条 本大会への出場チームは、必要に応じて第8条を適用し、本規定第7条に定める種別総合順位の上位から、本規定第6条に定めるチーム数を満たすものとする。

### 第3章 雑則

#### (改廃)

第10条 本規定の改廃は、常務理事会の決議により行う。

#### 付則

本規則は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

令和5年5月11日 一部改定

令和5年11月7日 一部改正